

組織再編行為に関する法務省令案の概要

第1 概要

この省令は、組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転に関する会社法の規定により委任された下記の事項について、必要な事項を定めるものである。

- ・ 組織再編行為に係る会社の計算
- ・ 組織再編行為を行う際の事前・事後備置書面の内容
- ・ 特殊決議・総株主同意を必要とする対価の内容
- ・ 簡易要件（純資産・総資産・反対株主の数・債務超過）
- ・ 人的分割・株式交換における端数調整金の範囲

第2 重要な項目とその内容

1 対価の内容

(1) 規律の概要

吸収合併、会社分割、株式交換の承認手続において特殊決議・総株主同意を要するものとされる譲渡制限株式等・持分等の内容として、それぞれ、存続会社等の取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（いずれも、取得対価が譲渡制限株式であるものに限る。）・権利の移転又は行使に債務者その他第三者の承諾を要するものを定めるものである（省令58条・59条）。

(2) 理由・背景等

譲渡制限株式等・持分等のいずれも、譲渡制限株式・持分会社の持分と価値的に全く同価値と評価できるもののみを暫定的に定めたものであり、平成18年度に、再度、これらの規律について検討することとする（省令附則2項）。

2 組織再編の計算

(1) 規律の概要

組織再編行為に係る計算について、会計基準における処理方法の区分に応じて、パーチェス法・プーリング法その他の適当な方法により資本金等の計上を行うこととする（省令3条から51条まで）。

(2) 理由・背景等

現在検討中の組織再編行為に係る会計基準に対応するものである。